

<総会運営規則の変更>

現行規則	変更案
第4条 <u>総会</u> の議事	第4章 <u>議長及び議事</u>
(新設)	<u>(議長の資格)</u> <u>第7条 総会の議長となる者は、定款第14条の定めによる。</u> <u>2 総会の開会後に選出された議長は、その議事が終了するまでその資格を有する。</u>
(新設)	<u>(仮議長)</u> <u>第7条の1 定款第14条第2項の定めにより、総会において議長を選出しようとする場合には、副会長又は専務理事の中から予め定められた順序により仮議長となり、議長選出に関する議事を行う。</u> <u>2 仮議長は第1項の議事に当たり、第7条の2の権限を有する。</u>
(議長の権限) 第7条 1 (略) 2 (略) 3 (略)	(議長の権限) 第7条の<u>2</u> 1 (略) 2 (略) 3 (略)
(理事等の報告又は説明) 第12条 1 (略) 2 (略) 3 一般法第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。 4 (新設)	(理事等の報告又は説明) 第12条 1 (略) 2 (略) 3 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u>第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。 <u>4 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を保留することができる。</u> (1) <u>質問事項が総会の目的事項に関するもの以外のものであるとき</u> (2) <u>説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害すると認められるとき</u> (3) <u>説明をすることにより他の者の権利を侵害することとなると認められるとき</u> (4) <u>説明をするために調査をすることが必要であると認められるとき</u>

	(5) <u>質問が重複するとき</u> (6) <u>その他説明を保留することにつき正当な理由があるとき</u>
(新設)	<u>(議長不信任動議の審議)</u> <u>第14条の2 議長は、当該議長の不信任の動議に当たってもその職務を行うことができる。</u>
(出席した正会員の議決権の数) 第16条 1 (略) 2 (新設) 3 (新設)	(出席した正会員の議決権の数) 第16条 1 (略) <u>2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限る。</u> <u>3 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取扱うものとする。</u>
<u>(議事の経過及びその結果の報告)</u> <u>第22条 議長は、欠席した正会員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。</u> <u>2 前項の報告については、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関紙又はホームページに掲載するものとする。</u>	(欠条) 第22条 (空)

「別 表」

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

＜役員報酬等及び費用に関する規程＞

現行規程	変更案
(定義等) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第<u>13</u>号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。 (5) (略)	(定義等) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第<u>14</u>号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。 (5) (略)
(報酬の支給) 第3条 (略)	<u>(常勤役員の報酬の支給)</u> 第3条 (略)
(新設)	<u>(非常勤役員の謝金の支給)</u> <u>第3条の2 この法人は、非常勤役員の特別の職務執行の対価として、謝金を支払うことができる。</u> <u>2 非常勤役員に支払う謝金は、その職務遂行の態様に応じ日額又は時間額とする。</u>
(報酬等の額の決定) 第4条 <u>この法人の</u>常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとし、「常勤役員俸給表」のうちから、理事については理事会の決議、監事については監事の協議で決めるものとする。 2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。 3 (新設)	(報酬等の額の決定) 第4条 常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとし、「常勤役員俸給表」のうちから、理事については理事会の決議、監事については監事の協議で決めるものとする。 2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。 <u>3 非常勤役員の謝金は別表第3「非常勤役員の謝金基準」のとおりとし、各年度の総額が50万円を超えない範囲内とする。</u>
(報酬の支給日) 第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。	(報酬・<u>謝金</u>の支給日) 第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2（新設）	<u>2 謝金は、毎月1日から末日までを一の計算期間とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。</u>
（報酬等の支給方法） 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。 ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。	（報酬・謝金の支給方法） 第6条 報酬及び謝金は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。 2 報酬及び謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

別表第1 常勤役員俸給表

第1号	30万円	第6号	55万円
第2号	35万円	第7号	60万円
第3号	40万円	第8号	65万円
第4号	45万円	第9号	70万円
第5号	50万円	第10号	75万円

別表第2 常勤役員退職手当の算出要領

（算出数式）月額×在職年数×係数

別表第3 非常勤役員の謝金基準

日額	22,100円	時間額	7,400円
----	---------	-----	--------

（注）東京都が定める非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年8月1日条例第56号）による金額を参酌してこれを定める。